

所得拡大促進税制が改正されます

青色申告をする中小企業者が一定の割合以上従業員への給与を増額した場合に税額控除を受けられる「所得拡大促進税制」の適用要件などが、30年4月より改正されます

平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

《適用要件》

- ① 雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合増加していること
適用年度に、国内雇用者に対する給与等の支給額が、基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して3%以上増加していること。
- ② 適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること
「雇用者給与等支給額」が、全事業年度の雇用者給与等支給額以上であること。
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること
雇用者給与等支給額のうち継続雇用者にかかる金額の合計額を適用年度と前事業年度でそれぞれ計算し、各月ごとの給与等の支給対象となる雇用者の数で割って算出する「平均給与支給額」が、適用年度の方が前事業年度より上回っていること。

《税額控除》

基準事業年度からの給与等支給額の増加額の10%（前年度からの増加分は22%）を法人税から控除（法人税の20%を限度）

平成 30 年 4 月 1 日～33 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度

《適用要件》

上記③の平均給与等支給額が、前事業年度から1.5%以上増加していること。

《税額控除》

- (1) 当年の給与総額－前年の給与総額の増加額の15%
- (2) 上乗せ要件(※)に該当した場合は
当年の給与総額－前年の給与総額の増加額の25%
を、それぞれ法人税額から控除（法人税の20%を限度）

- (※) 1. 平均給与等前事業年度から2.5%以上増加
2. 次のいずれかを満たすこと
- ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - ・経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされている